

# 基山町農業委員会会議録

平成28年10月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第18号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第19号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	7件
報告第14号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
その他(1)	農業振興地域整備計画の変更申出	1件
その他(2)	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)	1件
その他(3)	平成28年秋期農作業標準賃金	

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 00分

## 平成28年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第18号議案農地法第4条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。第18号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第18号議案1番朗読

この件につきましては、畑を3筆、合計で1,298㎡を太陽光発電施設設置のために転用されます。1,298㎡のうち、693㎡に太陽光パネルを225枚設置し、残りの605㎡は通路等として使用される予定です。

場所は、バイパスの正応寺インター付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第18号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

隣接の畑・道路で所有者の同意がありますので、問題はありません。

議 長

他に意見はありませんか。

ないようですので、第18号議案1番については認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第18号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第19号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので、計画の決定を求めます。これについては1番から7番までありますが、

すべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第19号議案1番から7番まで再設定のため朗読省略

1番は、賃貸借権の再設定です。期間は3年で、1筆5,000円となっております。場所は、2区公民館付近の圃場になります。

2番は、賃貸借権の再設定です。期間は5年で、年あたり60kgです。場所は、憩いの家付近の圃場になります。

3番は、賃貸借権の再設定です。期間は3年で、1筆30kgとなっております。場所は、7区公民館付近の圃場になります。

4番は、賃貸借権の再設定で、アスパラのハウスとして利用しておられます。期間は3年で、10アールあたり30,000円です。場所は、基山共乾付近の圃場になります。

5番は、賃貸借権の再設定で、期間は3年で、2筆とも10アールあたり30kgです。場所は、園部共乾付近の圃場になります。

6番は、使用貸借権の再設定です。期間は1年です。場所は、基山ラジウム温泉付近の圃場になります。

7番は、賃貸借権の再設定です。期間は5年で、1筆で30kgとなっております。場所は、基山町役場付近の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足などありませんか。

## 4番委員

問題ありません。

## 議 長

2番についてご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 2番委員

畔草の管理について、少々問題があるようなので、言っておきたいと思えます。

## 議 長

3番についてご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 10番委員

借り手の方は、この19aを含めて85a耕作しておられます。表で米・大豆、裏で麦を作付けし、全て効率的に利用されておりますので、問題ありません。

## 議 長

4番についてご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 6番委員

問題ありません。

## 議 長

5番についてご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 3番委員

問題ありません。管理しておられます。

## 議 長

6番についてご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 7番委員

問題ありません。契約が1年なのは、開発の話があっているようなことだからです。

## 議 長

7番についてご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

## 5番委員

きっちりと作ってありますので、問題ありません。

## 議 長

第19号議案1番から7番について、皆さんから他にご意見はありませんか。無いようですので、第19号議案1番から7番につきまして計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

それでは第19号議案1番から7番は、全員一致で決定します。

次に、報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第14号朗読

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、平成28年9月23日付で許可書を送付しております。今後、工場用地として活用される見込みです。場所は、東洋製缶（株）第2工場付近の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足などはありませんか。

## 7番委員

高速道路の西側、所有者4人で7aほどです。ここは道に下水もはいつており、雨水は高速の脇に大きな側溝が入っているので、問題ありません。今月いっぱい遺跡調査が入っております。今後、食品加工会社が入ると聞いています。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、報告第14号については報告を終わります。

では、次にその他（1）農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### その他（1）朗読

この件につきましては、農用地利用計画を変更する場合、町長部局より農業委員会に意見を求めることとなっております。今回の協議内容は、申請者の父親が所有する農地に分家住宅を建築するためとなっております。今回の申請地のほかに2か所探してありますが、条件に合う土地がなく、今回の申請地となっております。面積も1,407㎡のうち443㎡であり、必要最小限と認められるため、特に問題はないと考えます。場所については、4区荒穂神社前の圃場になります。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたので、補足します。

荒穂神社のすぐ下の圃場です。次男の方が、現在借家だが、子供さんが生まれ、家を新築することになっております。周辺は父親所有の農地であり、水利組合にも同意をもらっているのです、特に問題はありません。6番委員さん、よろしいですか。

## 6番委員

問題ありません。

## 8番委員

農業委員会に意見を求められているが、その後町の方で審議があるのですか。以前は、いずれかの機関が集まって協議決定するようなことがありませんでしたか。

## 事務局

農業委員会の他に農協にも意見を求めまして、東部農林事務所に協議し、告示を1カ月、意見聴取を2週間行った後に佐賀県から同意をもらって確定するという流れです。

## 議 長

他に、その他（1）について何かご意見はありませんか。

無いようですので、その他（1）については、特に意見を付すことはないとして回答したいと思います。同意の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

その他（１）は、全会一致で同意をいただきましたので、その内容にて回答いたします。次に、その他（２）農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

##### その他（２）説明

この件につきましては、町長部局から農業委員会から意見を求めることとなっており、さらに農協からも意見をいただいた後、佐賀県に同意を求めることとなっております。最終的には10月末までに改正したいと考えております。

#### 議 長

只今事務局より説明がありました。何かご意見がありましたらお願いします。

#### 1 番委員

今回佐賀県が440万円から400万円に変更され、基山町はそれを360万円まで下げるということですね。現在の設定額はいくらですか。

#### 事務局

440万円です。

#### 5 番議員

農業専業ならこのくらいは目標としてあるべきでしょう。

#### 9 番委員

これは認定農業者の認定基準を緩和したということですよ。今後は、土地の集約化を基本として指導していく必要があります。

#### 議 長

他に意見はありませんか。無いようでしたら、特に意見を付すことはなしで回答したいと思いますですが、同意の方の挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

その他（２）は、全会一致で同意をいただきましたので、その内容にて回答いたします。次に、その他（３）平成２８年秋期農作業標準賃金について事務局より説明をお願いします。

## 事務局

### その他（３）説明

この件につきましては、毎年春と秋の２回農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し農業委員会の承認を頂き、参考価格として公表しております。今年は、油類が多少下落し近代化資金金利も０．１％となっており、作業標準賃金は、全体的に減となっています。

委員会で承認を頂きましたら１０月１５日の広報に掲載したいと思っております

## 議長

これについて、何かご意見はありませんか。

## ４番委員

草切りの標準賃金をこの表の中に入れられないでしょうか。

## ８番委員

地域によって農地の状況がだいぶ違うので標準は決めにくいように思いますが。

## 議長

では、表はこのままでいしましょう。他にご意見はありませんか。

なければ、その他（３）について終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。



これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年10月 4日

署名人

議 長

委 員

委 員